

菊池市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準

菊 池 市

目 次

	(P)
1. 趣旨	1
2. 用語の意義	1
3. システムの使用時間	1
4. 電子入札案件の取扱い	
4-1 対象入札方式	1
4-2 電子入札を実施する対象案件	2
4-3 入札情報公開サービス	2
5. 電子入札案件の登録	
5-1 入札公告、公表等	2
5-2 開札予定日時等の設定	2
5-3 予定価格等の表記	2
5-4 公告日以降の案件の修正	2
6. 添付ファイル	
6-1 電子ファイルの作成基準	3
6-2 郵送を認める基準	3
6-3 郵送の方法及び時間設定	3
6-4 ウィルス感染ファイルの取扱い	3
7. 入札	
7-1 入札書の記載、工事費内訳書の添付	3
7-2 入札書等未到達の入札参加者の取扱い	4
7-3 入札書等提出後の辞退等	4
8. 開札	
8-1 開札	4
8-2 工事内訳書の内容確認	4
8-3 開札の遅延、延期又は中止	4
8-4 くじの取扱い	4
9. 入札参加者の利用者登録及びICカード	
9-1 電子入札システム利用届の提出	5
9-2 利用者登録状況報告書の届出	5

9-3	電子入札システムに登録できるICカード	5
9-4	ICカードの登録	5
9-5	ICカードの失効	5
9-6	ICカードの名義、住所等の変更	5
9-7	経常建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い	6
9-8	特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い	6
9-9	ICカードの不正使用等の取扱い	6
9-10	権限のない者のICカードが使用された場合の取扱い	6
10.	紙入札による電子入札案件への参加	
10-1	電子入札システム利用者の紙入札への変更	6
11.	発注者側のシステム障害時の対応	7
12.	入札参加者側のシステム障害時等の対応	7
	別表(8-2関係)	8

1 趣旨

この運用基準は、菊池市電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

案件の登録から落札者決定までの入札に関する事務手続きをインターネットを利用して行うシステムをいう。

(2) 入札情報公開サービスシステム

発注見通し、案件公告情報、入札及び契約の結果、有資格者、指名停止措置業者等の入札に関する情報をインターネット上に公開するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した入札書を使用して行う入札をいう。

(5) ICカード

電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(6) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

3 システムの使用時間

入札参加者が、電子入札システム及び入札情報公開サービスシステムを利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

1月1日から12月31日まで（菊池市の休日を定める条例（平成17年条例第3号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の6時から24時まで

(2) 入札情報公開サービス

1月1日から12月31日までの0時から24時まで

4 電子入札案件の取扱い

4-1 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

(2) 指名競争入札

(3) 随意契約

4-2 電子入札を実施する対象案件

電子入札システムにより実施する案件（以下「電子入札案件」という。）は、市が指定した案件とする。

4-3 入札情報公開サービスシステムの取扱い

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他入札手続きに必要な事項の公表は、原則として、入札情報公開サービスシステムにより行うものとする。

5 電子入札案件の登録

5-1 入札公告、公表等

電子入札案件の公告等を行う場合には、当該案件が電子入札案件である旨を明示するものとする。

5-2 開札予定日時等の設定

電子入札案件の開札予定日時及び工事内訳書の開封予定日時は、次のとおり設定するものとする。

- (1) 開札予定日時は、原則として、入札書受付締切予定日の翌日（市の休日を除く。）とする。
- (2) 工事費内訳書の開封予定日時は、開札予定日時以降とする。

5-3 予定価格等の表記

予定価格、最低制限価格の表記は、消費税相当額を除く金額とする。

5-4 公告日以降の案件の修正

公告日以降において、案件登録情報の内容に錯誤が認められた場合は、次の手順により、速やかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件については、錯誤が認められた時点が、競争入札参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）の提出期限前である場合には参加申請書の、入札書の提出期限前である場合には入札書の提出を直ちに締切る。
- (2) 案件名の修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。
- (3) 新規の案件として、改めて登録する。
- (4) 既に参加申請書の提出があった者（(5)に規定する者を除く。）に対しては、当該案件が錯誤案件である旨を電話又はファクシミリにより連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書の提出を行うよう依頼する。
- (5) 既に入札書の提出があった者に対しては、当該案件が錯誤案件であり、当該入札を行わず、提出された入札書は無効とし、開札しないことを電話又はファクシミリにより連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書の提出を行うよう依頼する。

6 添付ファイル

6-1 電子ファイルの作成基準

- (1) 入札参加者が参加申請書、入札書に添付する資料及び工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、設計図書に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

ア Microsoft Word Ver. 2003 形式以下で保存されたファイル

イ Microsoft Excel Ver. 2003 形式以下で保存されたファイル

ウ その他 PDF ファイル(Acrobat6 以下で作成のもの)画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (2) ファイルの圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は認めないものとする。
- (3) 1 案件に添付するファイルの容量は、3MB以内とする。

6-2 郵送を認める基準

添付ファイルの容量が 3MB を超える場合、その他やむお得不い理由により電子ファイルが作成できない場合には、郵送による提出を認めるものとする。

6-3 郵送の方法及び時間設定

- (1) 郵送で提出する場合は、次の内容を記載した電子ファイルを添付ファイルとして、電子入札システムにより提出するものとする。

ア 郵送する旨及び理由の表示

イ 郵送する書類の目録 (文書名、用紙規格及びページ数)

ウ 郵送方法及び発送日

- (2) 郵送の方法は、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便によるものとし、持参、ファクシミリ等によるものは認めないものとする。
- (3) 郵送で提出する場合の締切日は、参加申請書又は入札書の受付締切予定日の前日とする。

6-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

- (1) 入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルスに感染している旨を当該入札参加者に電話で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。
- (2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全にウィルス駆除が行われたと判断される場合に限り認めるものとする。

7 入札

7-1 入札書の記載、工事費内訳書の添付

入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び工事費内訳書の添付を指定した案件について工事費内訳書が添付されていない入札書は無効とする。

7-2 入札書等未到達の入札参加者の取扱い

入札書受付締切予定日時までに菊池市電子入札システム紙入札移行承認願（様式第3号）が提出されず、入札書等が到達していない場合は、当該入札参加者は入札を棄権したものとみなす。

7-3 入札書等提出後の辞退等

入札参加者が電子入札システムにより入札書等を提出した後は、開札までの間に当該入札の辞退並びに入札書等の修正及び撤回等を認めないものとする。電子入札案件における紙入札も同様とする。

8 開札

8-1 開札

開札は、開札予定日時以降、速やかに行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録した後、開札を行うものとする。

8-2 工事費内訳書の内容確認

- (1) 入札書に添付された工事費内訳書は、開札後に内容確認を行うものとする。
- (2) 工事費内訳書について、別表に掲げる不備に該当する場合は、菊池市競争契約入札心得（平成17年菊池市告示第111号）第8条第10号に規定する無効の入札として取り扱うものとする。ただし、当該不備が誤記であるときには、注意を行なった上で無効としないことができるものとする。
- (3) 工事費内訳書の確認の結果、談合が疑われる場合又は積算単価等に疑義がある場合には、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施できるものとする。この場合において、談合の疑いがあると判断される場合は、菊池市談合情報対応要領（平成17年菊池市訓令第61号）に基づき対応するものとする。

8-3 開札の遅延、延期又は中止

開札予定日時から入札決定通知書等の発行が著しく遅延する場合又は開札を延期もしくは中止する場合には、電子入札システム、電話、ファクシミリ等により、入札参加者へ連絡を行うものとする。

8-4 くじの取扱い

- (1) 電子入札案件において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あった場合は、電子くじにより落札者の決定を行うものとする。
- (2) 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到達時刻の数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。なお、電子入札案件における紙入札については、入札書に

- (3) 任意に記入したくじ番号と入札書到達時刻の数字を使用し、電子くじを行うものとするが、入札書到達時刻については、当該入札参加者の企業
- (4) 名称の五十音順（昇順）に、当該入札書提出日の開札の日時から1分ずつ繰り下げた時刻を入札書到達時刻とするものとする。

9 入札参加者の利用者登録及びICカード

9-1 電子入札システム利用届の提出

電子入札案件に電子入札システムにより参加しようとする者は、あらかじめ菊池市電子入札システム利用届（様式第1号）を市に提出したうえで、電子入札システムによりICカードの利用者登録を行うものとする。

9-2 利用者登録状況報告書の提出

電子入札システムによりICカードの利用者登録を行った者（以下「電子入札システム利用者」という。）は、菊池市電子入札システムICカード登録状況報告書（様式第2号。以下「登録状況報告書」という。）により、登録した内容を市に報告しなければならない。

9-3 電子入札システムに登録できるICカード

- (1) 電子入札システムに登録することができるICカードは、菊池市工事入札参加者資格審査格付要綱（平成17年訓令第12号）に基づく一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、受理された者が所有しているものとする。
- (2) ICカードの名義は、代表者又は代表者から入札、見積及び契約権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。
- (3) 受任者名義のICカードは、事前に市に委任状を提出したのものについてのみ認めるものとする。なお、復代理人については認めない。

9-4 ICカードの登録

- (1) 同一企業による複数名義のICカードを登録することは、認めないものとする。
- (2) 同一のICカードを複数企業で登録することは、認めないものとする。
- (3) 同一名義のICカードを複数登録することは、認めるものとする。

9-5 ICカードの失効

電子入札システム利用者は、登録してあるICカードが破損、紛失、失効等の理由で使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。

9-6 ICカードの名義、住所等の変更

電子入札システム利用者は、ICカードの企業名、企業住所、名義人、名義人住所等に変更があったために、登録してあるICカードが使用できなくなったときは、速やかに登録状況報告書を市に提出しなければならない。また、新規に取得したICカードについては、電子入札システムにより更新登録を行うとともに、登録状況報告書を提出しなければならない。

9-7 経常建設工事共同企業体における I Cカードの取扱い

- (1) 経常建設工事共同企業体（以下「経常 J V」という。）において使用できる I Cカードは、経常 J Vの代表構成員の受任者名義のものとする。
- (2) 特定 J Vの I Cカードは、単体の I Cカードとして登録したものを使用するものとする。

9-8 特定建設工事共同企業体における I Cカードの取扱い

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）において使用できる I Cカードは、特定 J Vの代表構成員の受任者名義のものとする。
- (2) 特定 J Vの I Cカードは、単体の I Cカードとして登録したものを使用するものとする。

9-9 I Cカードの不正使用等の取扱い

入札参加者が I Cカードを不正に使用したことが判明したときは、当該入札への加を認めず、落札決定後であれば、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約の解除等の措置をとるものとする。

9-10 権限のない者の I Cカードが使用された場合の取扱い

入札、見積及び契約権限のない者の I Cカードを使用して提出された参加申請書又は入札書は、無効とする。

10 紙入札による電子入札案件への参加

10-1 電子入札システム利用者の紙入札への変更

- (1) 電子入札システム利用者が、電子入札案件に対して当初から又は手続きの途中から紙入札に変更しようとする場合は、入札書受付締切予定日時まで菊池市電子入札システム紙入札移行承認願（様式第 3 号）を市に郵送又は持参により提出し、承認を得なければならない。
- (2) 入札参加者に次に該当する理由があると認められるときは、電子入札案件における紙入札への変更を認めるものとする。

ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる場合

イ 登録してある I Cカードが失効、閉鎖、破損等で使用できなくなり、I Cカードの再取得の準備をしている場合

ウ 名称、住所、代表者等の変更により、I Cカードの再取得を準備している場合

11 発注者側のシステム障害時の対応

発注者側のシステムに障害が発生し、開札が実施できない場合は、次の措置をとるものとする。

- (1) 短期間で障害が復旧する見込みがある場合は、入札書受付締切予定日時、開札予定日時等を延長し、直ちに入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡するものとする。

- (2) 障害の復旧に長時間を要し、変更後の入札書受付締切予定日時及び開札予定日時を決定できない場合は、入札参加者にその旨を電話又はファクシミリにより連絡するものとする。変更後の入札書受付締切予定日時及び開札予定日時については、決定後、速やかに同様の方法で連絡するものとする。
- (3) 当分の間、障害復旧の見込みがない場合は、紙入札に変更し、直ちに入札参加者にその旨を電話又ファクシミリにより連絡するものとする。

12 入札参加者側のシステム障害時等の対応

- (1) 入札参加者からシステム障害のために電子入札システムを利用できない旨の申し出があった場合は、障害の原因、内容、復旧見込み等について調査確認を行うものとする。
- (2) 調査の結果、天災、停電、通信障害等の入札参加者に起因しない原因により、一部又は全部の入札参加者側のシステムに障害が発生した場合は、11 発注者側のシステム障害時の対応と同様の措置をとることができるものとする。

附 則

この運用基準は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

別表（8-2 関係）

区 分	不 備 の 内 容
内訳書の未提出	(1) 内訳書の全部又は一部が提示されていないもの (2) 内訳書とは無関係な書類が提示されているもの (3) 該当する工事の内訳書であることが特定できないもの (4) 他の工事の内訳書が提示されているもの (5) 内訳書が白紙であるもの
記載内容の不備	(1) 入札説明書、指名競争入札通知書に指示された項目を満たす内訳の記載がないもの (2) 内訳書の各項目の金額及び記載内容が他の入札参加者と全く同一であるもの（積算を外注している場合等で合理的な理由があるものは除く。） (3) 内訳書の合計金額が入札金額と異なるもの（端数処理、税込、税抜による違い等軽微なものは除く。）
記載事項の不備	(1) 提出業者名に誤りがあるもの (2) 他の入札参加者の様式を入手し使用していること明らかであるもの（積算を外注している場合等で合理的な理由があるものは除く。）

※上記内容は、委託業務についても準用する。（工事費内訳書は委託費内訳書と読みかえる。）

様式 略